

宇城市契第866号  
令和8年1月9日

工事受注業者 各位

宇城市長 末松 直洋

### 余裕期間を見込んだ早期契約制の一部改正及び運用について（通知）

このことについて、平成29年1月17日付け事務連絡で通知しているところですが、令和7年8月豪雨災害工事の計画的発注及び不調不落の防止対策を図ることを目的とし、下記のとおり一部改正し運用することとしましたので通知します。

なお、本運用については令和8年1月9日以降の入札公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約から適用します。

#### 記

1 受注者の工事施工体制の整備を図り、もって事業の円滑な施工を確保するため、建設資材、労働力の確保等を事前に計画的に準備するための余裕期間を見込んだ早期契約制（任意着手方式）を採用することができることする。

2 前項の余裕期間を見込んだ早期契約制の運用については、次によるものとする。

(1) 以下において、次に掲げた用語はそれぞれに定めるところによる。

##### ア 工期

余裕期間と実工事期間の合計で始期と終期を明示したもの

##### イ 実工事期間

実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と跡片付け期間を含めたもの

(2) 任意着手方式

契約工期は、発注者が示した余裕期間内で受注者が工事開始日（工事の始期）を選択し、余裕期間に発注者が示した実工事期間を加えたものとする。余裕期間は契約工期の初日から受注者が選択した工事開始日までの間となる。

(3) 余裕工期

発注者は、契約ごとに180日を超えない範囲内で余裕期間を設けることができる。

(4) 発注者は、あらかじめ工期を指定する。

(5) 余裕期間内は、現場代理人及び技術者の設置を要しない。

(6) 実工事期間内の準備期間は、現場代理人の常駐及び技術者の専任を要しない。

(7) 受注者は契約締結日までに工事開始日を余裕期間内で選択し、契約関係書類と併せて、契約担当課へ「工事開始日通知書」を提出する。

なお、契約締結後に工事開始日の変更の必要が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を監督員へ提出し、工期に係る契約を変更する。

(8) 特記仕様書（現場説明書）に、次の内容を記載する。

(工期)

- 第〇条 本工事の工事期間は契約締結日の翌日から令和〇年〇〇月〇〇日まで (××日間) とし、変更数量は〇〇日前までに提出するものとする。
- 2 上記工期には、余裕期間〇日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間（実工事期間）は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。
- また、契約を締結するまでの間に、別記様式により工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。
- 3 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- 4 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより工事着手できるものとする。
- 5 コリンズ（C O R I N S）への登録について、現場代理人及び技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。
- なお、余裕期間を含まないことに留意する。

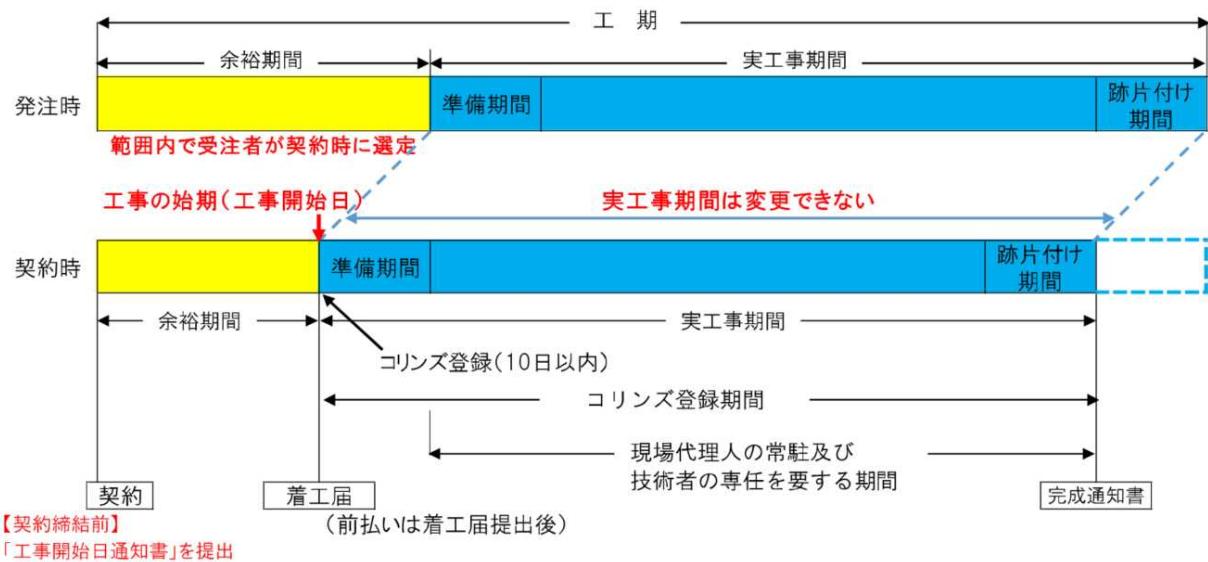
- (9) 発注者は、余裕期間を設けることにより繰越が生じないよう配慮すること。

3 主な改正点

- (1) 余裕期間を3か月から180日へ変更する。
- (2) 工期末については工事開始日に伴い契約締結日までに決定するものとし、実工事期間は変更できないこととする。

## 【参考資料】

### ◇工期の具体的な考え方

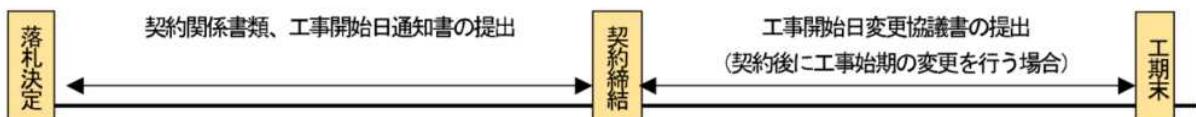


- ※ 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについては、令和8年1月9日付け「主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の取扱いについて」による。
- ※ 受注者が契約締結前に工事開始日を余裕期間内で選択し、契約締結時までに「工事開始日通知書」を発注者へ提出
- ※ 実工事期間は変更しない。（工事開始日により工期末が決定する。）
- ※ 余裕期間は180日を超えない範囲で設定する。
- ※ 契約締結後において、工事開始日の変更が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を提出し、工期に係る契約を変更する。（発注時の余裕期間内であれば、着手日の変更が可能）

### ◇入札及び契約事務の具体的な取扱い

#### 1 工事開始日通知書の提出先、提出時期について

「工事開始日通知書」は契約締結日までに契約関係書類と併せて契約担当課に提出することとする。なお、契約締結後に工事開始日の変更が必要が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を監督員へ提出し工期に係る契約を変更する。



#### 2 契約書の作成について

契約書に記載する工期は契約日の翌日から、「工事開始日通知書」に記載の工事の終期までとする。なお、工期末が土日、祝日等である場合は、翌開庁日を工期末に設定する。

#### 3 契約保証について

履行保証契約等において、確認する履行保証期間等は契約書に記載した工期の全てを含む期間とする。

